

令和7年1月吉日

関係事業者 各位

(一財)長崎県住宅・建築総合センター

「省エネ適合性判定及び建築確認申請の手続きに係る事業者向け説明会」

のご案内について

小寒の候、貴社におかれましてはますますご繁栄のこととお喜び申し上げます。また、日頃より当センターをご利用いただき、感謝申し上げます。

さて、本年4月から「改正建築物省エネ法」及び「改正建築基準法」が施行され、原則すべての建築物の新築時等に省エネ基準適合が義務付けされます。また、木造建築物の構造規定について壁量や柱の小径の基準が見直されることとなります。当センターではスムーズな申請手続きや検査ができるように設計事務所や施工会社向けに下記のとおり説明会を開催します。

つきましては、奮ってご参加いただきますようご案内申し上げます。

記

- 1. 説明会内容**
 - ① 法改正の概要
 - ② 省エネ適判等申請手続きの方法（電子申請を含む）
 - ③ 施工時や検査時の留意事項
- 2. 開催日時**

令和7年2月13日（木） 13:30～16:30（受付13:00～）
- 3. 開催場所**

長崎市出島町1-20（裏面の案内図参照）
一般社団法人長崎県農協会館702, 703号室
電話：095-820-2280
- 4. 定員**

30名（定員になり次第、締め切らせていただきますので、お早めにお申し込みください。）
- 5. 参加費**

無料
- 6. 申込方法**

・別添申込書に記入いただき、メール又はFAXでお申し込みください。
- 7. お問い合わせ先**

（一財）長崎県住宅・建築総合センター 担当）喜多、谷川
電話：095-825-6944

案内図



■公共交通機関又はお近くのコインパーキングをご利用ください。



(一財) 長崎県住宅・建築総合センター